

福岡工業大学研究論集投稿規程

- 第1条 福岡工業大学研究論集(以下「研究論集」という。)には、福岡工業大学及び福岡工業大学短期大学部(以下「本学」という。)の専任教職員の研究論文を掲載する。
- 2 共著者のある研究論文の場合は、著者代表が本学の専任教職員であることを要する。
 - 3 大学院学生の博士論文要旨・修士論文要旨を研究論集第1号に掲載する。
- 第2条 投稿論文は未発表のものに限る。
- 第3条 投稿論文は、別に定める「研究論集投稿の手引き」に従って作成する。
- 第4条 投稿論文の締切日は、第1号を5月末日、第2号を10月末日とする。
- 2 投稿論文はコピー1部を添えて附属図書館に提出する。
- 第5条 投稿論文の受理日は、論文が附属図書館に提出された日とする。
- 2 一旦受理された論文を投稿者が取下げ、再投稿したときは改めて投稿した日を受理日とする。
- 第6条 校正は投稿者が行う。
- 2 校正にあたっては、字句の追加・削除等原文を変更することは原則として認めない。
- 第7条 投稿者は1編につき別刷30部を分与される。
- 2 分与数を超えて必要とするときは、必要部数を原稿表紙に明記し、有料で申込みことができる。
 - 3 別刷30部を必要としないときは、必要部数を原稿表紙に明記する。
- 第8条 退職後1年以内に投稿する論文については、掲載することができる。
- 第9条 研究論集に掲載された論文、抄録の著作権は、学校法人福岡工業大学に帰属する。
- 2 著者は、研究論集発行後に掲載論文を利用することができる。
- 第10条 この規程の改廃は、研究論集委員会の議を経て教授会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成元年3月17日から施行する。
- 2 平成3年6月13日一部改正
- 3 この規程は、平成9年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月28日から施行し、平成17年10月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行し、平成22年6月30日から適用する。